

物価高騰対応業務改善助成金・奨励金の概要

① 物価高騰対応業務改善助成金

国の業務改善助成金の対象外となる、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」と地域別最低賃金との差が31円以上（時給853円～1,000円）の中小企業等を支援する。

A 業務改善助成金相当分

設備投資（省エネ機器導入含む）やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、事業場内最低賃金を30円以上上げる中小企業等に、業務改善に係る対象経費支出額に補助率を乗じた額と下表の助成金上限額を比較して、いずれか低い方の額を助成金として支給

単位：千円

コース	引上げ労働者数・助成金上限				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
30円コース	300	500	700	1,000	1,200
45円コース	450	700	1,000	1,500	1,800
60円コース	600	900	1,500	2,300	3,000
90円コース	900	1,500	2,700	4,500	6,000

【対象事業場】 【補助率】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が31円以上 4 / 5
- ・事業場規模100人以内

B 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に助成金として支給

② 物価高騰対応業務改善奨励金

国の業務改善助成金の採択を受けた、事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差が30円以下（時給822円～852円）の中小企業等を支援する。

A 業務改善助成金分

国の業務改善助成金における対象経費支出額から助成金を除き1/2を乗じた額と下表の奨励金上限額を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給

単位：千円

コース	引上げ労働者数・奨励金上限				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
30円コース	38	63	88	125	150
45円コース	57	88	125	188	225
60円コース	75	113	188	288	375
90円コース	113	188	338	563	750

【対象事業場】

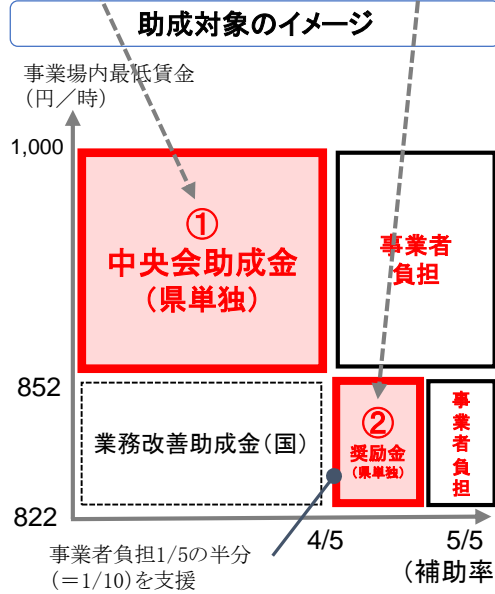
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ・事業場規模100人以内

【補助率】

1 / 10相当

B 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給



[参考] 業務改善助成金（厚生労働省）

設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を30円以上上げる中小企業等を支援する。

単位：千円

コース	引上げ労働者数・助成金上限				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
30円コース	300	500	700	1,000	1,200
45円コース	450	700	1,000	1,500	1,800
60円コース	600	900	1,500	2,300	3,000
90円コース	900	1,500	2,700	4,500	6,000

【対象事業場】

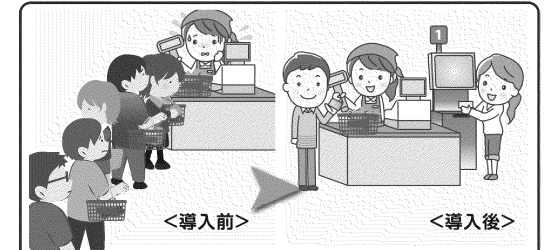
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ・事業場規模100人以内

【補助率】

4 / 5（生産性要件を満たした場合は9 / 10）

【導入例】

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった